

産休・育休支援への取り組み
(育休復帰支援プランによる支援実施について)

このたび当法人では、育児休業の取得を希望する職員に対し、円滑な育児休業の取得及び職場復帰を支援するため、当該職員ごとに育休復帰支援プランを作成し、同プランに基づく措置を実施します。なお、同プランに基づく措置は、業務の整理や引継ぎに関する支援、育児休業中の職場等に関する情報及び資料の提供を含むものとし、育児休業を取得する職員との面談により把握したニーズに合わせて定め、これを実施します。

令和3年4月1日

社会福祉法人淑徳福祉会
理事長 長谷川 匡俊

